



2024年8月20日

各位

所在地 東京都渋谷区円山町3番6号
会社名 株式会社 ギガプライズ
代表者名 代表取締役社長 佐藤 寿洋
(コード番号 3830 名証ネクスト市場)
問合せ先 取締役 植田 健吾
電話番号 03-5459-8400 (代表)

取締役等に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

第1. 処分の概要

1. 当社の取締役に対する処分の概要

(1) 処分期日	2024年9月17日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 40,000株
(3) 処分価額	1株につき1,675円（※） ※本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法202条の2）、公正な評価額として、本日開催の取締役会決議の日の前営業日（2024年8月19日）の名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値1,675円を処分価額としております。
(4) 処分総額	67,000,000円
(5) 処分子定先	当社の取締役（※）2名 40,000株 内 勤務継続型譲渡制限付株式 3,500株 業績連動型譲渡制限付株式 36,500株 ※社外取締役及び非業務執行取締役を除きます。

2. 当社の執行役員に対する処分の概要

(1) 処分期日	2024年9月17日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 3,000株
(3) 処分価額	1株につき1,675円
(4) 処分総額	5,025,000円
(5) 処分子定先	当社の執行役員4名 3,000株（勤務継続型譲渡制限付株式）

第2. 処分の目的及び理由

1. 勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に対して当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とし、当社を対象取締役の新たな報酬制度として、勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度①」という。）を導入することを決議いたしました。

また、2022年6月21日開催の定時株主総会において、本制度①に基づき、各対象取締役に対し、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件に譲渡制限を解除する等の定めに関する当社普通株式（譲渡制限付株式）を交付すること、無償交付により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年10,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とすること、無償交付のため金銭の払込み等は要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき株式の割当てに関する各取締役会決議の日の前営業日の名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出した額とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、当社は、当社の執行役員に対しても、本制度①と概ね同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

今般、当社は、本制度①の目的、当社の業績、各割当予定先の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の当社取締役会の決議に基づき当社の取締役2名に対し、取締役としての職務執行の対価として、当社の普通株式合計3,500株を、また、当社の執行役員4名に対し、当社の執行役員に付与される当社に対する金銭債権5,025,000円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,675円）、当社の普通株式合計6,500株（以下、対象取締役に対する付与分と併せて「本割当株式①」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約①」という。）を締結いたします。なお、当社は、当社の執行役員との間においても、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。

（1）譲渡制限の期間

対象取締役は、2024年9月17日（割当日）から当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位を退任又は退職する日までの期間（但し、当該割当日が属する事業年度経過後3か月を超えるものである場合に限るものとし、これを超えない場合はこれを超える日までの期間とする。以下「譲渡制限期間①」という。）、本割当契約①により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします（以下「譲渡制限①」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が、2024年9月から2027年4月期に係る定時株主総会の終結の時までの期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）のいずれかの地位も退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合であっても、当社は、本割当株式①を当然に無償で取得いたします。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式①の全部について、譲渡制限期間①が満了した時点をもって譲渡制限①を解除いたします。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間①中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、法令違反その他の本割当契約①に定める事由に該当する場合に、本割当株式①の全部を当然に無償で取得することができることといたします。

当社は、対象取締役が、上記(1)のいずれの地位も退任又は退職した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合であっても、役務提供期間を経ない場合、本割当株式①の全部を無償で取得することができることといたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間①中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当契約①の規定に基づき合理的に算出される数の本割当株式①について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限①を解除いたします。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限①が解除された直後の時点においてなお譲渡制限①が解除されていない本割当株式①を当然に無償で取得いたします。

(6) その他の事項

本割当契約①に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

2. 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度

上記1のとおり、当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、対象取締役に対して当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とし、当社の対象取締役の新たな報酬制度として、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度②」という。）を導入することを決議いたしました。

また、2022年6月21日開催の定時株主総会において、本制度②に基づき、各対象取締役に対し、当社普通株式（譲渡制限付株式）を交付すること、無償交付により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年80,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とすること、無償交付のため金銭の払込み等は要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき株式の割当てに関する各取締役会決議の日の前営業日の名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出した額とすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、2023年3月期から2024年4月期までの2事業年度の業績目標達成度に応じ、当該2事業年度に係る業績連動型譲渡制限付株式報酬として、本日開催の当社取締役会の決議に基づき当社の取締役2名に対し、取締役としての職務執行の対価として、当社の普通株式合計36,500株（以下「本割当株式②」といいます。）を付与することを決議いたしました。



〈譲渡制限付株式割当契約の概要〉

当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約②」という。）を締結いたします。

（１）譲渡制限の期間

対象取締役は、2024年9月17日（割当日）から当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位を退任又は退職する日までの期間（但し、当該割当日が属する事業年度経過後3か月を超えるものである場合に限るものとし、これを超えない場合はこれを超える日までの期間とする。以下「譲渡制限期間②」という。）、本割当契約②により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします（以下「譲渡制限②」という。）。

（２）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、上記（１）のいずれかの地位を喪失した場合には、本割当株式②の全部について、譲渡制限期間②が満了した時点をもって譲渡制限②を解除します。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間②中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、法令違反その他の本割当契約②に定める事由に該当する場合に、本割当株式②の全部を当然に無償で取得することができることとします。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間②中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式②の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限②を解除いたします。

（５）その他の事項

本割当契約②に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

第3. 当社の執行役員に対する本自己株式処分における払込金額の算定根拠及びその具体的内容

上記のとおり、当社の執行役員に対する本自己株式処分は、取締役会の決議に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年8月19日（取締役会決議日の前営業日）の名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値である1,675円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上